

○会津坂下町新庁舎建設検討委員会設置条例

平成29年 5 月30日

条例第16号

改正 令和 4 年 3 月17日 条例第10号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、会津坂下町新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、会津坂下町の新庁舎建設に関して次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員は非常勤とし、任期は第2条に規定する任務が終了するまでとする。

- 2 職名によって委嘱された委員は、その職を退職したときは委員の職を失う。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によって選任する。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ委員会を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門の事項を調査研究するため必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 前項の部会に部会長及び部員をおき、委員長の指名する委員がこれにあたる。

3 部会長は、部会において調査又は研究した事項について委員長に報告しなければならない。

(報酬)

第8条 委員が会議に出席したときは、報酬を支給する。

2 委員の報酬の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例（昭和36年会津坂下町条例第8号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、庁舎整備課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和4年3月17日条例第10号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(1) 新庁舎建設に係る現在までの経過について

平成 29 年度

時期	検討内容等
7 月 ～ 3 月	◇新庁舎建設検討委員会開催 ・平成 29 年度は「建設場所」について審議 ・検討委員会、年度内 8 回開催 ・3 カ所の候補地から適地を選定 ①現本庁舎・北庁舎・東分庁舎及び東駐車場用地 ②旧営林署・保健福祉センター及び中央公園 ③南幹線南側町取得予定県有地 ・住民アンケートを実施 ・検討委員による候補地評価 ※建設予定地を「①現本庁舎・北庁舎・東分庁舎及び東駐車場用地」とする。 ☆平成 30 年第 1 回定例会にて、庁舎建設場所を上程 可決

平成 30 年度

時期	検討内容等
4 月	新庁舎建設に係る住民説明会（全 7 地区）
9 月	★9 月議会にて財政的理由により庁舎建設事業を延期することを町長より表明 ◇新庁舎建設検討委員会を開催、庁舎建設延期の説明 ○新庁舎建設延期に係る住民説明会（全 7 地区）
10 月	◇新庁舎建設検討委員会については、庁舎建設事業の再開まで休止とする 【確認事項】 庁舎建設の平成 32 年度着工は延期となったが、調査・研究は引き続き行っていくこととする。

令和 2 年度

時期	検討内容等
4 月	第六次会津坂下町振興計画が開始 財政健全化アクションプランが開始

令和 3 年度

時期	検討内容等
8 月	旧江戸鮎土地建物競売物件を購入 所有権を会津坂下町名義へと変更

令和 4 年度

時期	検討内容等
4 月	役場新庁舎建設事業が再開 庁舎整備課庁舎整備班を設置 非競売物件の旧江戸鮎所有土地売買契約成立 所有権移転登記
5 月	旧江戸鮎建物解体工事発注・入札（受注業者：(株)東北入谷まちづくり建設）
6 月	☆令和 4 年第 2 回定例会 町民より新庁舎整備に係る請願書の提出 議会で採択 意見書として、議員提出議案が上程 賛成多数により可決 内容：新庁舎建設事業に係る幅広い意見聴取及び再度協議 （4 年間休止していたことによる、町における公共施設や公有地の状況の変化、社会情勢の変化に伴う民間施設や商業施設の状況の変化などを踏まえ、再度協議すること）
7 月	☆議会全員協議会にて、意見書を踏まえた今後の事業展開について説明 ◇新庁舎建設検討委員会を再開 ・今までの経過、意見書について報告
8 月	◇新庁舎建設検討委員会開催 ・意見書の取り扱いについて、再確認 ・今後の進め方について協議 （現建設予定地が決定してから 4 年が経過していることも含めて、町民の意見を再度伺い、建設場所についても再協議を進めることとする。）
9 月	○まちづくり懇談会（全 7 地区）
10 月	○新庁舎建設に伴う町民アンケート調査を実施 ○まちづくり懇談会（商工会理事会） ○仲町・橋本地区タウンミーティング
11 月	○仲町・橋本自治会より 町へ新庁舎建設要望書提出。 同日、町議会へ新庁舎建設請願書（新庁舎を建設予定地に速やかに建設することを求める）提出。
12 月	☆令和 4 年第 4 回定例会において、11 月に提出された請願が否決。 会津坂下商工会役員 来庁 ☆町議会新庁舎建設検討特別委員会より要請書提出。 ※候補地の現在の状況調査
1 月	☆議会全員協議会へ要請書についての回答。 「候補地（旧坂下厚生総合病院跡地）の所有状況等については、厚生連のままであり、何処かの事業者と売買計画等も行っていない。」
2 月	観光物産協会より 町へ新庁舎建設要望書提出。 ○仲町・橋本地区タウンミーティング ★議会全員協議会において建設地の変更を表明。 新庁舎候補地を「旧坂下厚生総合病院跡地」とする。

令和 5 年度

時期	検討内容等
4 月	☆議会全員協議会において建設地の変更の手続きについて説明 令和 5 年第 2 回定例会において平成 30 年議会での議決内容を（旧坂下厚生総合病院跡地へ）一部変更する議案を提出したい方針を説明
5 月	○仲町・橋本行政区懇談会 ○地域づくり懇談会（全 7 地区） ☆議会全員協議会において地域づくり懇談会等の報告について説明 懇談会等で出された意見を受けて、第 2 回定例会での建設場所変更議案の提出を見送り、まちづくりのグランドデザインを町民と議論していく中で、新庁舎の姿も検討し、令和 6 年 2 月までに建設場所を決定する方針を説明。
6 月	◇新庁舎建設検討委員会を開催 ・これまでの経過説明 ・今後の方針を説明（まちづくりのグランドデザインを町民と議論していく中で、新庁舎の姿も検討していく） ☆議会全員協議会において今後の進め方について説明 10 年後・20 年後の会津坂下町を考える会を発足し、市街地活性化の議論を行うことを皮切りに、あらゆる分野でまちづくりの議論を行い、まちづくりのグランドデザインとしての第六次会津坂下町振興計画後期計画を作り上げ、令和 6 年 9 月議会での建設場所の決定を目指す方針を説明
8 月	○10 年後・20 年後の会津坂下町を考える会準備会の開催 「町の将来像」を描いていくため、町全体の発展に繋がる市街地活性化の取組をハード・ソフト両面で検討する会の準備会を開催した。
9 月	○新庁舎建設に係る子育て世代向けアンケート調査の実施 主に新庁舎に求める機能面等について調査。 ○10 年後・20 年後の会津坂下町を考える会（市街地活性化部会）発会式 福島大学共生システム理工学類 川崎興太教授による市街地活性化の成功事例の講演を聞き、町全体の発展に繋がる市街地活性化の取組を話し合う会を発会した。以降、継続的に実施。
11 月	○会津坂下町社会福祉協議会との意見交換会 社会福祉協議会が新庁舎への隣接を希望する旨を確認した。
12 月	○老人クラブにアンケート調査を実施（～R6.04.30 まで）
1 月	障がい者団体と合同視察研修 近年新庁舎を建設した須賀川市役所を視察し、障がい者団体が市役所内で経営するレストランを導入した経緯や、経営の概要等を研修した。

令和 6 年度

時期	検討内容等
4 月	○新庁舎建設に係る農業従事者向けアンケート調査の実施
5 月	☆議会新庁舎建設検討特別委員会との合同視察研修 議会新庁舎建設検討特別委員会と合同で、近年新庁舎を建設した三春町役場と埴町役場を視察し、議会機能を中心に新庁舎建設の経過等を研修した。 ☆議会新庁舎建設検討特別委員会において説明 6 月議会に建設場所に「その他の候補地」を追加する変更の議案を提出し、建設場所を再検討のうえ、令和 7 年 3 月に議会上程する方針を説明した。
6 月	☆令和 6 年第 2 回定例会において、建設場所に「その他の候補地」を追加する変更の議案第 33 号が可決。
7 月	☆議会新庁舎建設検討特別委員会との合同視察研修 議会新庁舎建設検討特別委員会と合同で、近年新庁舎を建設した会津美里町役場を視察し、議会機能を中心に新庁舎建設の経過等を研修した。
9 月	☆議会新庁舎建設検討特別委員会において今後の進め方について説明 令和 7 年 3 月までに新庁舎の建設場所と、「新庁舎建設予定地を含む新庁舎建設の基本的な方針」を決定するための今後のスケジュールを説明した。
10 月	◇新庁舎建設検討委員会を開催 ・これまでの経過説明 ・今後のスケジュールを説明（令和 7 年 3 月までに、建設場所と「新庁舎建設予定地を含む新庁舎建設の基本的な方針」を決定するためのもの） ☆議会新庁舎建設検討特別委員会において説明 「新庁舎建設候補地の比較検討資料」について説明・協議した。
11 月	◇新庁舎建設検討委員会を開催 ・「新庁舎建設候補地の比較検討資料」について説明・協議 （建設場所は委員会で諮問答申せず、委員会意見を参考に町が建設場所を決定する方針とすることを確認した） ○町民懇談会（全 7 地区） ・「新庁舎建設候補地の比較検討資料」を基に、町民との懇談会を実施した。 ・グーグルフォームを利用したWEB意見募集を実施した。
1 月	☆議会新庁舎建設検討特別委員会において説明 新庁舎の建設場所を「旧坂下厚生総合病院跡地」とする内容の「新庁舎建設の基本的な方針（案）」について説明・協議した。
2 月	◇新庁舎建設検討委員会を開催 ・「新庁舎建設の基本的な方針（案）」について説明（委員会意見を参考に町の方針として、

	「新庁舎建設の基本的な方針（案）」を町民説明会で説明することを確認した） ○町民説明会（全 7 地区） ☆議会新庁舎建設検討特別委員会において説明 町民説明会の結果を報告し、「新庁舎建設の基本的な方針」について協議した。
3 月	☆令和 7 年第 1 回定例会において、新庁舎の建設場所を「旧厚生総合病院跡地」とする内容の議案第 19 号「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」が可決。

令和 7 年度

時期	検討内容等
4 月	□隣接予定団体との協議 「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」等を基に、「旧坂下厚生総合病院跡地」の町の利活用方針を説明した。
5 月	□ J A 福島厚生連との協議 「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」等を基に、「旧坂下厚生総合病院跡地」の町の利活用方針を説明した。
6 月	□隣接予定団体との協議 「旧坂下厚生総合病院跡地」の敷地の使用範囲について、町の利活用案を複数提示し説明。団体内でも利活用案の協議を行うように依頼した。 □ J A 福島厚生連に用地取得を依頼 「旧坂下厚生総合病院跡地」を新庁舎建設用地として町が取得するために、正式文書により依頼した。（前提条件を、町議会での予算可決と財産取得議案の可決とした。） 新庁舎建設事業の先進地視察 新庁舎建設基本設計に着手した小野町を庁舎整備課職員で視察し、新庁舎の想定や事業の進捗状況、財源確保の手段等を研修した。
7 月	□ J A 福島厚生連との協議 「旧坂下厚生総合病院跡地」の取得に向けた進め方について協議し、測量業務等を実施するための敷地の使用承諾書を受領した。
8 月	□隣接予定団体との協議 「旧坂下厚生総合病院跡地」の敷地の使用範囲及び、敷地測量等の費用負担について、町の方案を提示し協議した。
9 月	□隣接予定団体との協議 「旧坂下厚生総合病院跡地」の敷地の使用範囲及び、敷地測量等の費用負担について、双方の共通認識を図った。

	☆議会新庁舎建設検討特別委員会において説明 「旧坂下厚生総合病院跡地」の敷地の使用範囲、土地取得・敷地測量等の費用負担の考え方、及び今後のスケジュールについて説明・協議した。
--	---

配置計画

役場庁舎敷地面積：14,790.8㎡

隣接団体
敷地面積：6,000㎡

■配置計画について

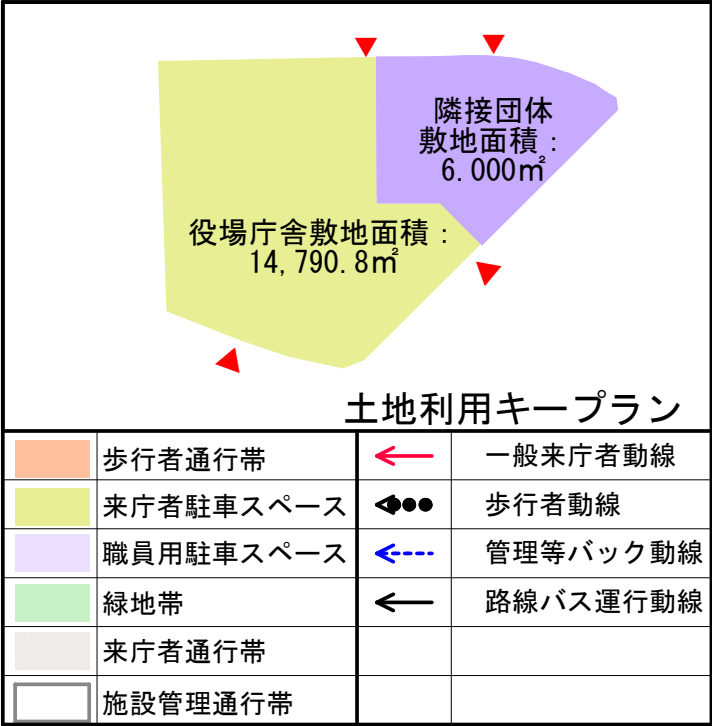
- 敷地西側を役場庁舎建設地、東側を隣接団体事務所棟建設地として各施設を配置している。
- 敷地内へは南側・東側・北側の三方からのアプローチが可能（西側は管理用進入口）
- 敷地外からの排雪を考慮し、敷地中央に通路を配置し、駐車場の南端に堆雪することを想定している。
- 役場の駐車場を活用すると南側に広いスペースを確保する事が可能。（災害対応スペース・イベントスペース）
- 両敷地の相互行き来は可能である。

■役場庁舎側について

- 役場庁舎前にロータリーが設置可能。バス停を1箇所設置。分かり易い路線バスのルート形成が可能。
- メインアプローチが町道南幹線（幅員20m）に面してるため敷地内への進入は容易である。また庁舎としての象徴性もある。
- 建設地は南幹線に面しているため、庁舎の認知性は高い。
- 南側駐車場に広いスペースが確保でき、また庁舎との連携がとりやすく、防災拠点としての機能の充実が図りやすい。
- 主要な敷地内道路全て役場敷地となるため道路の維持管理、除雪がしやすい。
- 南側の広いスペースが全て役場敷地内となるため町のイベントをしやすい。

■配置計画の課題について

- 最も利用者の出入りが多い役場庁舎のメインアプローチが町道南幹線（幅員20m）のため交差点での渋滞や敷地出入の混雑が懸念される。



役場庁舎側駐車場		配置台数	必要台数
四輪	来庁者用（議員含む）	97台	64台
	思いやり駐車スペース	3台	3台
	EV対応駐車スペース	2台	2台
	車庫内公用車	13台	13台
	公用車用駐車スペース	24台	24台
	職員用駐車スペース	102台	102台
合 計		241台	208台
他	自転車用駐車スペース	29台	29台
	バイク用駐車スペース	4台	4台
合 計		33台	33台

配置計画図 1：900

東側配置案

■配置計画について

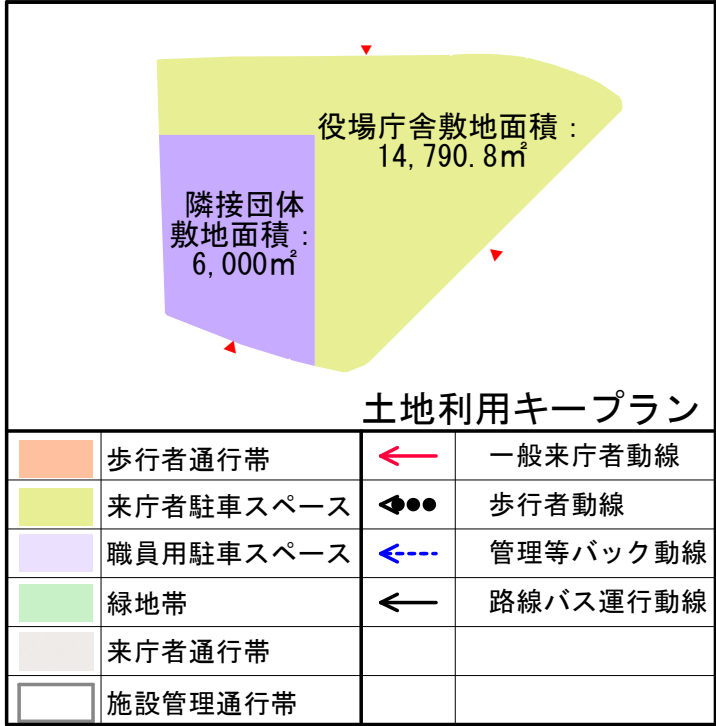
- ・敷地東側を役場庁舎建設地、西側を隣接団体事務所棟建設地として各施設を配置している。
- ・敷地内へは南側・東側・北側の三方からのアプローチが可能（西側は管理用進入口）
- ・敷地外からの排雪を考慮し、敷地中央に通路を配置し、駐車場の南端に堆雪することを想定している。
- ・隣接団体・役場の駐車場を活用すると南側に広いスペースを取る事が可能。（災害対応スペース・イベントスペース）
- ・両敷地の相互行き来は可能である。

■役場庁舎側について

- ・役場庁舎前にロータリーが設置可能。バス停を1箇所設置。分かり易い路線バスのルート形成が可能。
- ・敷地北側に職員用駐車スペースや公用車スペースを集約することができる。
- ・メインアプローチが町道南幹線（幅員20m）に面しないため、交差点での渋滞等が発生しにくい。
- ・庁舎を東側に寄せて配置することで都市計画道路（幅員12m）からのアプローチが容易で敷地内での自動車動線の短縮が可能。（安全性への配慮が可能）
- ・災害時に倉庫棟の有効活用がしやすい。

■配置計画の課題について

- ・役場庁舎側へのアプローチが認知しにくく、敷地形状が不整形のため未利用地がでやすい。
- ・南幹線から遠い位置での施設配置のため、認知性が低く、東側からの来訪者には出入口が分かりにくい。
- ・南幹線からの敷地内道路が隣接団体敷地となるため、道路維持管理に協力・調整が必要。
- ・南側の広いスペースでイベントを行う際には、敷地割の関係上、町・隣接団体双方の協力が必要。



役場庁舎敷地面積：14,790.8㎡

隣接団体敷地面積：6,000㎡

町道南幹線
(幅員20m)

都市計画道路
(幅員12m)

堆雪スペース
を想定

役場庁舎側駐車場

	用 途	配置台数	必要台数
四 輪	来庁者用（議員含む）	82台	64台
	思いやり駐車スペース	3台	3台
	EV対応駐車スペース	2台	2台
	車庫内公用車	13台	13台
	公用車用駐車スペース	24台	24台
	職員用駐車スペース	102台	102台
合 計		226台	208台
他	自転車用駐車スペース	29台	29台
	バイク用駐車スペース	4台	4台
合 計		33台	33台

配置案比較表

資料 3

	配置計画案（西側配置案）	東側配置案
基本理念① 町民の安全を守る防災拠点機能	●南側駐車場に広いスペースを確保できる。また庁舎との連携が取りやすく、防災拠点としての機能充実が図りやすい。 ●出入口が幅員20mの町道南幹線側になるため、災害時の大型車乗り入れも容易である。	●災害時に倉庫の有効活用がしやすい。 ●出入口が幅員12mの都市計画道路側になるため、災害時に通行できない可能性があり、その場合は隣接団体敷地側の南幹線出入口を活用する必要がある。
	評価◎	評価○
基本理念② 来庁者に優しい便利で分かりやすい庁舎機能（行きやすさ、分かりやすさ）	●南幹線から見えやすく、認知性・象徴性が高い。 ●主要な敷地内道路を境界に、役場と隣接団体に分かれていて、敷地が明確である。 ●メイン出入口が町道南幹線のため、混雑や渋滞が発生する恐れがある。	●庁舎が南幹線から見て奥地にあるため、見えにくく、メイン出入口が認知しにくい。 ●メイン出入口が都市計画道路のため、スムーズに出入りしやすい。
	評価○	評価○
基本理念③ 効果的で利用しやすい行政機能（使いやすさ、庁舎内機能）	●主要な敷地内道路が役場敷地内にあり、道路の維持管理、除雪がしやすい。	●南幹線からの敷地内道路が隣接団体敷地にあるため、道路維持管理に協力・調整が必要。 ●庁舎裏側に公用車及び職員駐車場を集約でき、管理部門スペースが明確。
	評価○	評価○
基本理念④ 経済性に優れた庁舎機能	●北側用地2,400㎡を取得せずに必要駐車台数を確保できる。 ●外構工事等の費用に、両案の大きな差はない。	●北側用地2,400㎡を取得せずに必要駐車台数を確保できる。 ●外構工事等の費用に、両案の大きな差はない。
	評価○	評価○
基本理念⑤ 町民が集い賑わいが生まれる庁舎機能（情報発信、町民交流、議会参画）	●南側の広いスペースが全て役場敷地内のため、町のイベントに活用しやすい。	●隣接団体と駐車場を共有すれば南側に広大なスペースができ、双方のイベント等に活用しやすい。
	評価◎	評価○
隣接予定団体の意向	●北東側に隣接団体事務所がある方が旧町内の町民が、南裏通りや勝大線を通して来やすい。	
	評価◎	評価△
総合評価	敷地の南側に役場敷地として南幹線出入口を含めた広大なスペースを確保できるため、防災拠点機能が高い。 また敷地内道路を境界として役場と隣接団体の敷地が明確に分かれており、除雪を含む道路維持管理等での将来的な不安がなく、緊急時の対応も図りやすい。	町と隣接団体の敷地の共同利用により敷地南側の広大なスペースを活用することが可能。 庁舎裏側に公用車及び職員駐車場を集約でき、管理部門スペースが明確で利用しやすい。
	評価◎	評価○

新庁舎建設事業の今後のスケジュール

資料4

